

【新旧対照表】 令和6年度 定期利用保育所指導検査基準の主な改正内容

該当箇所	改 定 内 容		改正理由
	新	旧	
1 保育に従事する者の数及び資格 (1)(区)	<p>【調査内容】</p> <p>※常勤職員：  <u>次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。</u>  <u>ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。</u>  <u>イ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所以一時保育事業を実施する事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</u>  <u>ウ 勤務時間が事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は当該者以外の勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上である者であって、常態的に勤務していること。</u>  <u>エ 一時保育事業を実施する事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>※常勤職員：<u>事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、事業主と直接、期間の定めのない労働契約（1年以上の期間の労働契約を含む。）を結び、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業場所が当該事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務し、当該事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。</u></p>	区要綱改正

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
1 保育に従事する者の数及び資格(3)	<p>【調査事項】</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例</p> <p>※「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取り扱いについて」(平成27年8月7日付雇児発第0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき、評価を行う。</p>	<p>【調査事項】</p> <p>国家戦略特別区域法第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例</p> <p>※「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取り扱いについて」(平成27年8月7日付雇児発第0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき、評価を行う。</p>	指導監督基準改正
6 給食(1)	<p>【調査事項】</p> <p>a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p><del>※常時5人以下施設においては、調理室に代えて調理設備を備えること。</del></p> <p>【調査内容】</p> <p>(a) 食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。</p> <p>また、哺乳ビンは使用することによく洗い、滅菌しているか。</p>	<p>【調査事項】</p> <p>a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p><del>※常時5人以下施設においては、調理室に代えて調理設備を備えること。</del></p> <p>【調査内容】</p> <p>(a) 食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。</p> <p>また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。</p>	削除及び訂正

該当箇所	改定内容		改正理由
	新	旧	
7 健康管理・安全管理(4)	<p>【調査内容】</p> <p>a 職員の健康診断を<u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき</u>採用時及び1年に1回実施しているか。</p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p>	指導監督基準改正
7 健康管理・安全管理(5)	<p>【調査内容】</p> <p>a 必要な医薬品その他の衣料品が備えられているか。</p> <p>※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類<u>等</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 必要な医薬品その他の衣料品が備えられているか。</p> <p>※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類</p>	指導監督基準改正
7 健康管理・安全管理(7)	<p>【調査内容】</p> <p>b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u></p>	指導監督基準改正
7 健康管理・安全管理(8)	<p>※(8) d～hまで（現行どおり）</p> <p>【調査内容】</p> <p><u>j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見</u></p>	<p>※(8) d～hまで（略）</p> <p>【調査内容】</p> <p><u>(追加)</u></p>	指導監督基準改正 区要綱改正

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
	<p><u>落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>  <u>を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその</u>  <u>他車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これ</u>  <u>を用いて i</u>  <u>に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行って</u>  <u>いるか。</u></p> <p>【評価基準】</p> <p><u>i</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落とし</u> <u>を防止する装置が備えられていない。【C】</u></li> <li><u>・ 児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。</u> <u>【C】</u></li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <p><u>a</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 実施要綱第 34 条第 1 項第 5 号</u></li> </ul> <p><u>b</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 支援法施行規則 第 1 条第 1 項へ(12)</u></li> <li><u>・ 実施要綱第 34 条第 1 項第 5 号</u></li> </ul> <p><u>c</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 支援法施行規則 第 1 条第 1 項へ(13)</u></li> <li><u>・ 実施要綱第 34 条第 1 項第 5 号</u></li> </ul>	<p>【根拠法令等】</p> <p><u>a</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>b</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 子ども・子育て支援法施行規則 第 1 条第 1 項へ(11)</u> <u>(追加)</u></li> </ul> <p><u>c</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 子ども・子育て支援法施行規則 第 1 条第 1 項へ(12)</u> <u>(追加)</u></li> </ul> <p><u>i</u></p>	

		改 定 内 容		
該当箇所	新	旧		改正理由
	<u>i</u> ・実施要綱第34条第1項第7号 <u>j</u> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(17) ・指導監督基準7(8) 【調査内容】、【評価基準】、【根拠法令等】 <u>(8)k～(8)p(連番の修正のみで内容の修正なし)</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 【調査内容】、【評価基準】、【根拠法令等】 <u>(8)j～(8)o</u>		
8 利用者への情報提(1)	【調査内容】 <u>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。（以降現行どおり）</u>  【評価基準】 <u>・「ここ de サーチ」に情報が全く掲載されていない。【C】</u> <u>・「ここ de サーチ」に左記 a～o の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。【B】</u>	【調査内容】 <u>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。（以降省略）</u>  【評価基準】 <u>(追加)</u>		指導監督基準改正

		改 定 内 容		
該当箇所	新	旧	改正理由	
8 利用者への情報提(3)	<p>【調査内容】</p> <p>以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。</p> <p>a～c(略)</p> <p>d 施設の管理者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>e～h(略)</p>	<p>【調査内容】</p> <p>以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。</p> <p>a～c(略)</p> <p>d 施設の管理者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>e～h(略)</p>	指導監督基準改正	
9 備える帳簿(1)	<p>【評価基準】</p> <p><u>・左記の帳簿が全くない。【C】</u></p> <p><u>・左記の帳簿が一部の職員について整備されていない。【B】</u></p>	<p>【評価基準】</p> <p><u>・左記の帳簿の整備状況が不十分。【C】</u></p>	検査基準の見直し	
10 設置者の経営姿勢(1)	<p>【調査内容】</p> <p><u>保育従事者の確保や保育内容等に対して利益を優先させていないか。</u></p> <p>保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。</p> <p>保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。</p>	<p>【調査内容】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。</p> <p>保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。</p>	検査基準の見直し	

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
11 就業規則等の整備、職員等の状況 (7)(区) 労働条件の明示	<p>【調査内容】</p> <p>a 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>有期労働契約</u>を更新する場合の基準に関する事項 (<u>通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む</u>)</p> <p>③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (<u>就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む</u>)</p> <p>④～⑥ (現行どおり)</p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>期間の定めのある労働契約</u>を更新する場合の基準に関する事項</p> <p>③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</p> <p>④～⑥ (略)</p>	労基法施行規則改正のため
12 その他 (7)(区) a 利用料の設定	<p>【調査内容】</p> <p>b 利用料の上限額は、日額制の場合は1日(8時間まで)当たり2,200円、月額制の場合は1月(1日8時間及び1月160時間まで)当たり44,000円を上限としているか。</p> <p>1日8時間又は1月160時間を超える利用の場合の延長のための利用料は、1時間あたり275円を上限にしているか。</p> <p>利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含んでいるか。</p> <p>事務手数料や入会金、登録料など、保育の実施に直接関わらない費用の徴収をしていないか。</p> <p>実費徴収の規定については、<u>私立認可保育園における</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>b 利用料の上限額は、日額制の場合は1日(8時間まで)当たり2,200円、月額制の場合は1月(1日8時間及び1月160時間まで)当たり44,000円を上限としているか。</p> <p>1日8時間又は1月160時間を超える利用の場合の延長のための利用料は、1時間あたり275円を上限にしているか。</p> <p>利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含んでいるか。</p> <p>事務手数料や入会金、登録料など、保育の実施に直接関わらない費用の徴収をしていないか。</p> <p>実費徴収の規定については、<u>認可保育所の規定</u>に準じ</p>	区要綱改正と検査基準見直し

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
	<p><u>保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）等の規定</u>に準じているか。</p> <p>※次に掲げるものは、利用料に含まない（別途徴収可能）</p> <p>1日8時間以上の長時間保育を実施する場合の延長保育料</p> <p>2食目以降の給食代、おやつ代等</p> <p>おむつ代等の実費</p> <p>【調査基準】</p> <p>・保護者に負担させることが適当と認められない費用を徴収している。【C】</p>	<p>ているか。</p> <p>※次に掲げるものは、利用料に含まない（別途徴収可能）</p> <p>1日8時間以上の長時間保育を実施する場合の延長保育料</p> <p>2食目以降の給食代、おやつ代等</p> <p>おむつ代等の実費</p> <p>【調査基準】</p> <p>・保護者に負担させることが適当と認められない費用を徴収している。【B】</p>	

令和6年4月1日付けで子ども・子育て支援法施行規則が改正され、【根拠法令】も条文番号の変更をした。変更は下表のとおり。

新	旧
子ども・子育て支援法施行規則 第1条第1項へ(18) 以下(19)から(26)号までに繰り下げ	子ども・子育て支援法施行規則 第1条第1項へ(17) 以下(18)から(25)まで